ロッキード事件

1.事件概要

本件においては1976年にアメリカ議会上院・多国籍企業小委員会の公聴会での事件発覚以後、日本でも大きな問題になった。当然警察や検察などの捜査も開始されたのだが、国会でも衆議院予算委員会や参議院のロッキード特別委員会において事件の捜査が始まり、憲法第六十二条の国政調査権規定に基づく議院証言法を適用して関係者の証人喚問を実施した。そして後に、証人（関係者）が偽証を行ったとされ、その証人は偽証罪で起訴された。

国政調査権に絞ると本件においては、①国政調査権が検察権に先行して発動することは許されるかどうか。②議院証言法は証人の人権保障の観点から考えて適切な手続であるか。ということが争点とされた。

2.判決要旨

・①に関して

　本件国政調査の目的は本件の政治的・社会的責任を明確にすることであって、専ら検察権の行使を容易にさせることではない。それゆえに検察権に先行した国政調査権行使で得られた資料が、検察権の行使にあたって利用されることに関して制限が加えられることはない。したがって、たとえ資料が検察権の行使を容易にさせたとしても、違法ではない。

・②に関して

　国政調査は、議院の国政に対する監視の権能を行使する上で必要な調査をすることを目的としており、証人の権利や自由の制限を直接の目的とするものではない。また証言の拒否権について、証人の宣誓前には議院証言法第一条の五により拒否権の告知がなされている、ということから人権保障は行われており、適切な手続であると一応言える。

参考文献

・憲法判例集[第10版]　野中俊彦・江橋　崇　編著　＜有斐閣＞

・ポケット六法平成25年度版　西田典之・高橋宏志・能見善久ほか　＜有斐閣＞

参考ＨＰ

・ヨミダス文書館（https://database-yomiuri-co-jp.leyline.nanzan-u.ac.jp/rekishikan/）